

吉田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

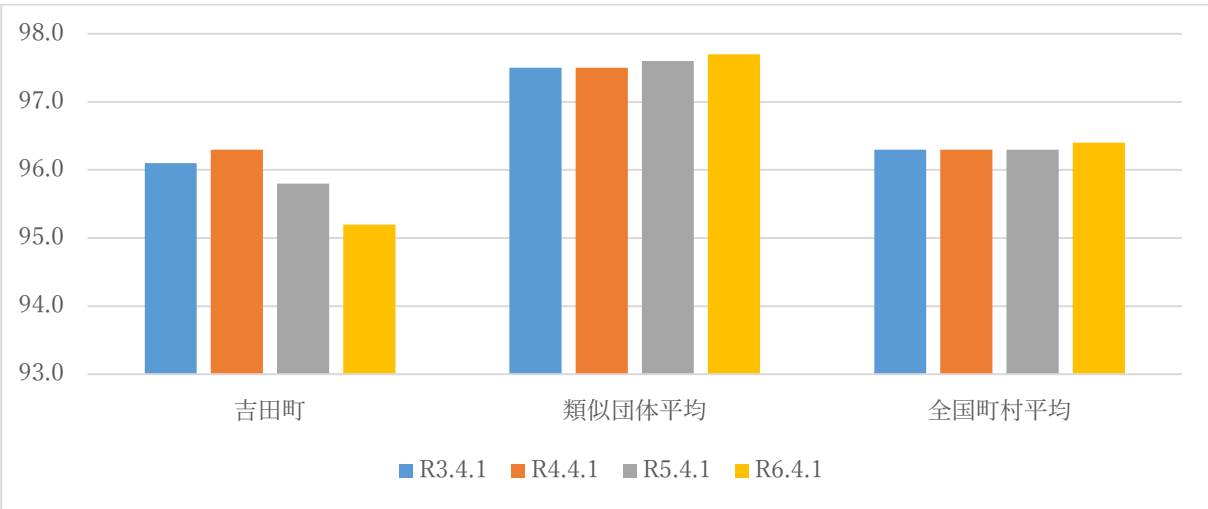
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和 5年度	人 29,255	千円 13,282,780	千円 556,571	千円 1,730,463	% 13.0	% 13.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考) 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	220人	千円 726,632	千円 152,051	千円 288,312	千円 1,166,995	千円 5,305	千円 5,567

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
吉田町	96.1	96.3	95.8	95.2
類似団体平均	97.5	97.5	97.6	97.7
全国町村平均	96.3	96.3	96.3	96.4

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和 5年度	円 407,884	円 404,015	円 3,869 (0.96%)	% 1.1	% 1.1	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和 5年度	月 4.49	月 4.40	月 0.09	月 0.10	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施時期]

平成27年4月1日

[実施内容]

一般行政職の給料表について、国の見直しと同様の改正を実施。給料表の水準を平均2%引下げる中で、50歳台後半層の職員が在職する号給を最大4%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

[実施時期]

平成27年4月1日

[実施内容]

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
吉田町	39.1 歳	301,702 円	363,633 円	326,574 円
静岡県	42.7 歳	333,500 円	433,647 円	371,183 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	40.8 歳	307,711 円	366,746 円	336,067 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
吉田町	52.1歳	3人	261,166円	289,266円	270,666円	—	— 歳	— 円	
うち給食員	52.1歳	3人	261,166円	289,266円	270,666円	調理師	43.9 歳	254,300 円	1.14
静岡県	52.3歳	103人	289,300円	340,563円	309,944円	—	— 歳	— 円	
国	51.2歳	1,829人	288,144円	— 円	330,553円	—	— 歳	— 円	
類似団体	51.2歳	7人	267,319円	286,648円	276,387円	—	— 歳	— 円	

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
吉田町	4,425,992 円	3,333,000 円	1.33
うち給食員	4,425,992 円	3,333,000 円	1.33

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		吉田町	静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	206,225 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	174,130 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,200～179,600 円	172,194 円	—
	中 学 卒	— 円	158,235 円	—

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

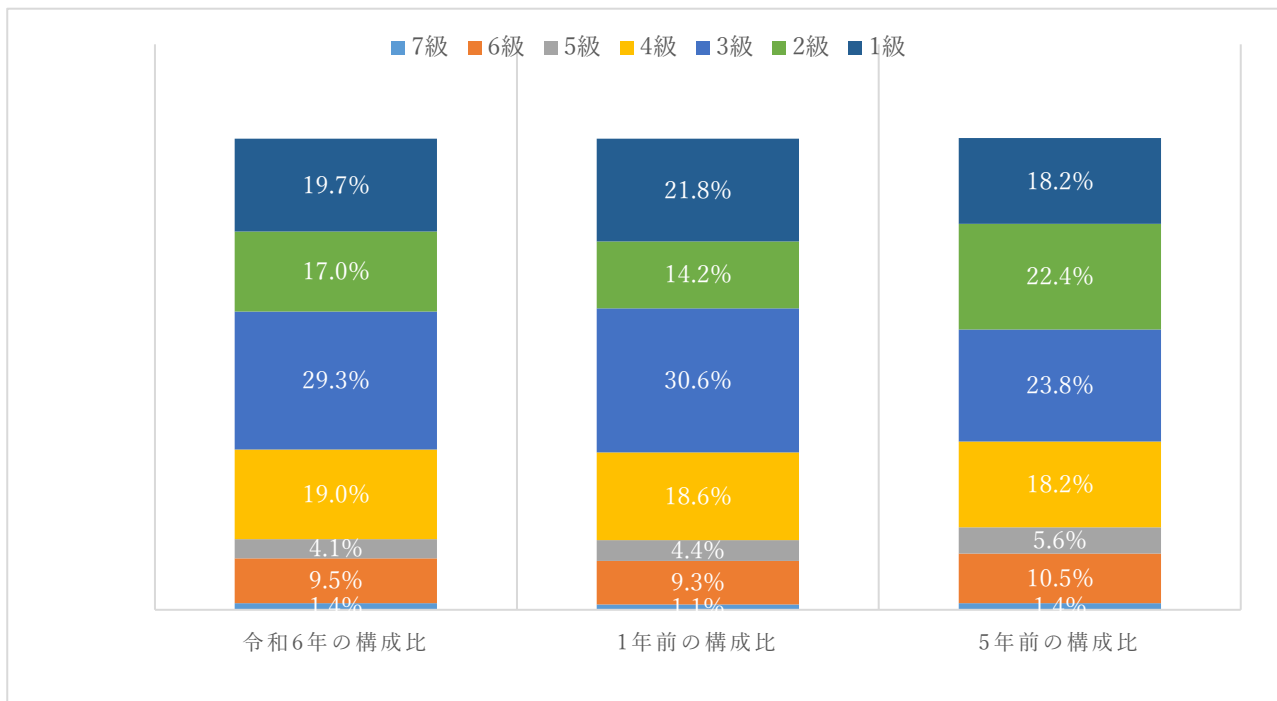
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,417 円	332,625 円	357,500 円	398,250 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

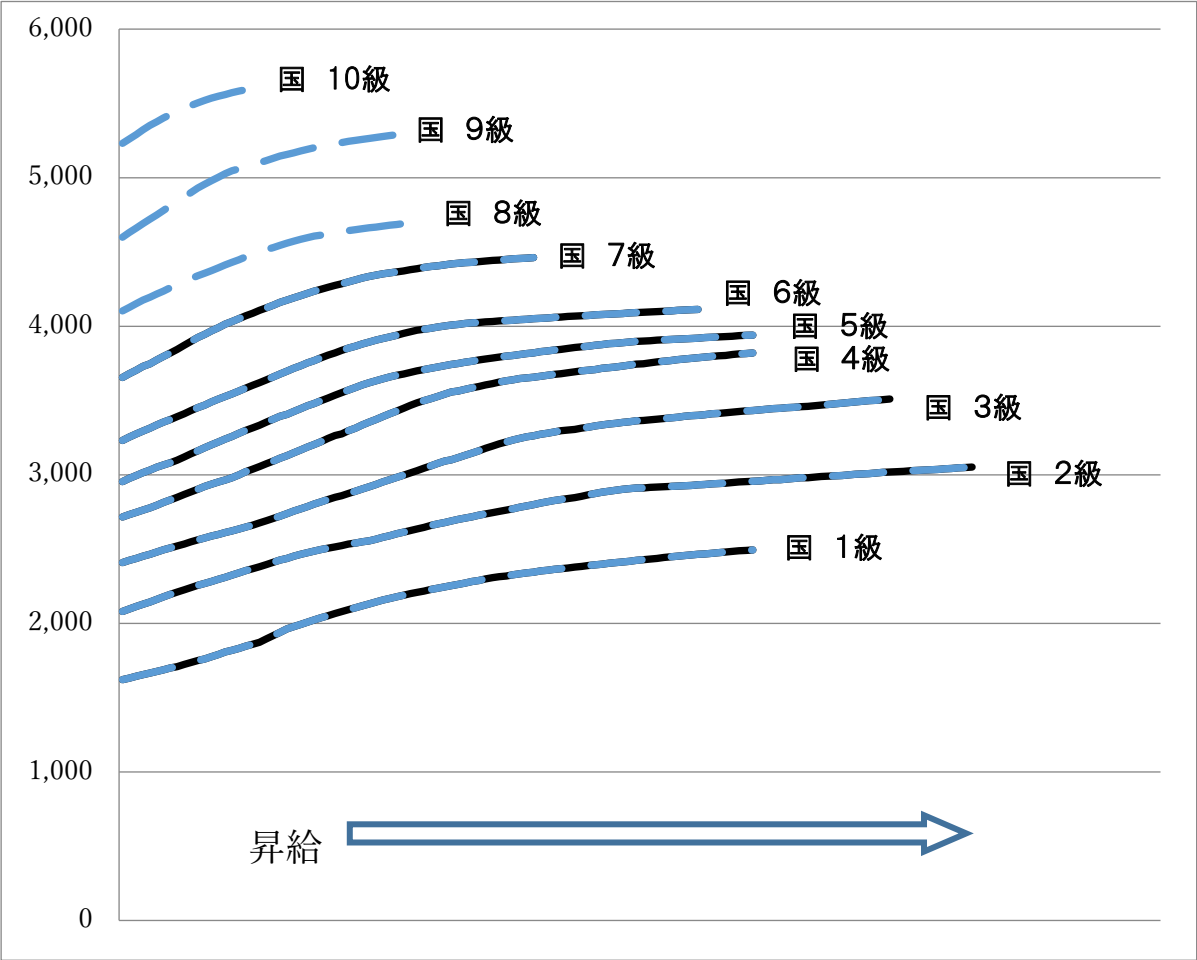
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事及び参事の職務	2人	1.4%	365,500円	446,200円
6級	課長及び局長の職務	14人	9.5%	323,100円	411,300円
5級	課長補佐、局長補佐、室長及び園長の職務	6人	4.1%	295,400円	394,000円
4級	統括及び園長補佐の職務	28人	19.0%	271,600円	382,000円
3級	主査及び主任保育士の職務	43人	29.3%	240,900円	351,000円
2級	主任及び保育士の職務	25人	17.0%	208,000円	305,200円
1級	主事、技師及び保育士の職務	29人	19.7%	162,100円	249,400円

- (注) 1 吉田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（吉田町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分			○		○
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

吉田町	静岡県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,449 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,765 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（吉田町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年度		令和7年度	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

吉田町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%) 1人当たり平均支給額 5,780 千円 20,619 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			818 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			14,869 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			23.5 %	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業手当	健康づくり課職員	伝染病の防疫作業業務	0 円	1件1人500円
犬猫等の死体処理作業手当	都市環境課職員	犬猫等の死体処理作業業務	31,800円	1件1人300円
行旅病死入取扱作業手当	福祉課職員	行旅病死入取扱業務	0円	病人 1件 500円 死亡人1件10,000円
保育業務手当	こども未来課職員	児童の保育業務	786,000円	月額1,500円
家畜伝染病防疫手当	産業課職員	家畜の予防注射業務	0円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	96,814 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	482 千円
支給実績（令和5年度決算）	85,304 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	436 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者、子以外の扶養親族1人 6,500円 満16歳に達する年度の初めから満22歳までの子1人につき5,000円加算	同	—	21,453 千円	255,384 円

住居手当	【借家・借間】 月額16,000円を超える家賃を払っている職員 (最高28,000円) 家賃27,000円以下 家賃16,000円 家賃27,000円超 (家賃27,000円) × 1/2 (最高額17,000円) + 11,000円	同	—	10,348 千円	258,680 円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員 運賃等相当額 (限度額55,000円) 自動車等利用者(2km以上を対象とし、距離に応じ2,000円～31,600円)	同	—	7,370 千円	47,544 円
管理職手当	理事、参事の職 77,400円 課長、局長の職 72,700円 課長補佐、局長補佐、室長、園長の職 47,300円	同	—	23,427 千円	732,094 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	790,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 市 町 村 長	630,000円	939,000円／ 430,000円		
報 酬	議 長	320,000円	738,000円／ 570,900円		
	副 議 長	260,000円	445,000円／ 271,000円		
	議 員	240,000円	375,000円／ 217,000円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合)			
	副 市 町 村 長	4.50月分			
退 職 手 当	議 長	(令和5年度支給割合)			
	副 議 長	3.40月分			
	議 員	3.40月分			
備 考	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職年数×5	1,580万円	退職した日から1か月以内	
		給料月額×在職年数×3	756万円	退職した日から1か月以内	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

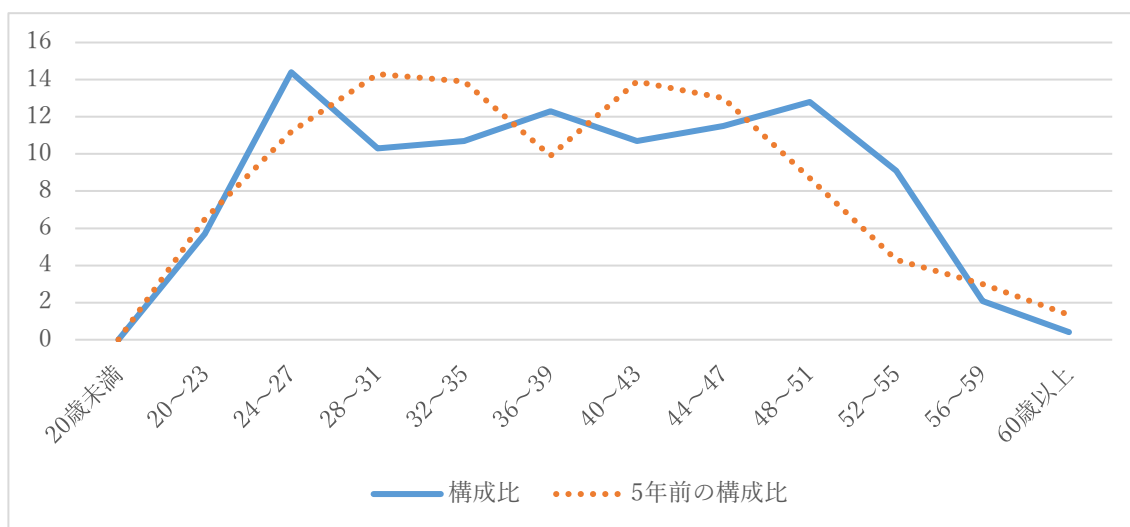
(各年4月1日現在)

（令和5年1月現在）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	派 遣 職 員 の 配 置 に よ る 増 派 遣 職 員 及 び 休 職 中 職 員 の 配 置 に よ る 増
		総 務	53	54	1	
		税 務	10	12	2	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	8	8	0	
商 工		3	3	0	業 務 量 増 に よ る 増 員 業 務 減 に よ る 減 員	
土 木		18	18	0		
民 生		83	84	1		
衛 生		19	17	△ 2		
	計	197	199	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 68.02 人 （ 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 62.03 人 ）	
	教 育 部 門	23	25	2	派 遣 職 員 の 配 置 に よ る 増	
	小 計	220	224	4	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 76.57 人 （ 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 77.42 人 ）	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	7	6	△ 1	業 務 改 善 に よ る 減 員	
	下 水 道	6	6	0		
	そ の 他	7	7	0		
	小 計	20	19	3		
合 計			240 [278]	243 [278]	3 []	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 83.06 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	14人	35人	25人	26人	30人	26人	28人	31人	22人	5人	1人	243人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	181	182	184	195	197	199	18(9.9%)
教育	28	28	24	23	23	25	△3(△10.7%)
普通会計計	209	210	208	218	220	224	15(7.2%)
公営企業等会計計	22	20	20	23	20	19	△3(△13.6%)
総合計	231	230	228	241	240	243	12(5.2%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 493,370	千円 94,284	千円 41,552	% 8.42	% 10.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 7	千円 27,323	千円 3,028	千円 11,220	千円 41,571	千円 5,939	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
吉田町	45.1歳	335,646 円	485,156 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

吉田町	吉田町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,516 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,449 千円
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

--	--

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在） なし

吉 田 町				吉田町（一般行政職・団体平均等）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例処置				定年前早期退職特例処置			
（割増率 2～45％）				（割増率 2～45％）			

(注) 1 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
有害薬品取扱 手当	上下水道課職員	塩素注入作業業 務	0千円	1回500円

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	1,192 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	132 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,014 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	127 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者、子以外の扶 養親族1人 6,500円 満16歳に達する年度 の初めから満22歳ま	同	—	978 千円	163,000 円

	での子1人につき5,000円加算				
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員 運賃等相当額（限度額55,000円） 自動車等利用者（2km以上を対象とし、距離に応じ2,000円～31,600円）	同	—	170 千円	28,333 円
管理職手当	理事、参事の職 77,400円 課長、局長の職 72,700円 課長補佐、局長補佐、室長、園長の職 47,300円	同	—	872 千円	872 千円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 707,581	千円 270	千円 15,346	% 2.17	% 2.25

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 16,415 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤怠手当	計 B		
令和 5年度	人 6	千円 20,195	千円 3,694	千円 7,872	千円 31,761	千円 5,294	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
吉 田 町	36.8 歳	285,806 円	441,125 円
団 体 平 均	歳	円	円

事 業 者	歳		円
-------	---	--	---

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

吉 田 町	吉田町 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,312 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,449 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在) なし

吉 田 町	吉田町 (一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例処置 (割増率 2～45%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例処置 (割増率 2～45%)

ウ 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	3,948 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	564 千円
支給実績 (令和5年度決算)	2,723 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	454 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 配偶者、子以外の扶養親族 1人 6,500 円 満16歳に達する年度の初め から満22歳までの子1人につ き 5,000 円加算	同	—	383 千円	191,500 円
住居手当	【借家・借間】 月額16,000円を超える家賃 を支払っている職員 (最高28,000円) 家賃27,000円以下 家賃－16,000円 家賃27,000円超 (家賃－27,000円) ×1/2 (最高額17,000円) +11,0 00円	同	—	412 千円	206,000 円
通勤手当	通勤のために交通機関や自 動車等を使用することを常 例とする職員運賃等相当額 (限度額 (55,000円) 自動車等利用者 (2 k m以 上を対象とし、距離に応じ 2,000円～31,600円)	同	—	175.6 千円	43,900 円